

## 設計業務委託における若手技術者・女性技術者表彰制度の創設について (報告)

### 【創設の趣旨】

建設コンサルタント業界では深刻な技術者不足により、次世代の担い手の育成が進まず、建設技術力や業務の質の低下が懸念されている。

この現状を改善するため、優れた技術力等で貢献した若手技術者・女性技術者を表彰することにより、設計業務に携わる技術者の意識向上や、建設技術の継承、次世代担い手の確保・育成に資することを目的として、表彰制度を創設する。

### 【表彰対象者】

個人表彰の対象者は以下のすべての要件を満足し、技術監理局の審査にて選定された技術者とする。

- ① 本市の発注する500万円を超える設計業務委託（以下「当該業務委託」という）を受注した建設コンサルタントに所属
- ② 若手技術者（満40歳以下）または女性技術者
- ③ 当該業務委託受注後に「設計業務委託若手技術者・女性技術者表彰候補者リスト」に登録された技術者
- ④ 当該業務委託の成績評定が75点以上で、その業務を中心的に執行した管理技術者または担当技術者

### 【制度の特徴】

- ・本市では、設計業務委託において成績評定が80点以上の場合に、優秀な設計コンサルタントとして表彰する制度はあるが、技術者個人を表彰する制度は初の試み。（九州・沖縄の自治体でも初。）
- ・今回の表彰制度は、新人賞のように将来の活躍への期待を込め、技術者一人につき一回のみの受賞とする。

### 【開始予定日】

令和4年4月1日

